

熊本県豚熱ワクチン接種に係る知事認定獣医師の認定要領

制定 令和5年9月8日

熊本県（以下「県」という。）の豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）接種に係る知事認定獣医師の認定要領を次のように定める。

（目的）

第1条 本要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づく「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）」第3-2の1（3）に規定する、熊本県知事が認定する獣医師（獣医師の属する団体を含む。以下「知事認定獣医師」という。）の認定手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

（認定の要件）

第2条 ワクチンの接種を行う獣医師の認定は、熊本県知事が行う。

2 前項の認定は、次に掲げる要件を満たすと判断した場合に行うものとする。

（1）適時性

ア 定期的に農場に立入する等、家畜防疫員と同等以上に適時ワクチン接種を行うことができると認められること。

イ 指針に基づく豚熱ワクチン接種票（以下「接種票」という。）を交付する場合、農場における接種頻度が適切なものとなるよう、指針の留意事項14に基づく対応を行うことができると認められること。

（2）適切性

ア 県が行う講習会への参加等を通じて、ワクチン接種に必要な知識を習得していると認められること。

イ 家畜保健衛生所（以下「家保」という。）と緊密な連携が取れること。

ウ 接種票を交付する場合、農場における接種が適切なものとなるよう、指針留意事項14に基づく対応を適切に行うことができると認められるとともに、飼養衛生管理の指導を適切に実施できること。

（3）その他

ア ワクチン接種のために農場を出入りする際は、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、病原体による農場間や、と畜場を含む畜産関係施設又は農場における交差汚染防止対策に留意すること。

イ 農場の飼養衛生管理基準の問題点等を確認した場合には、当該農場に対して、その旨を指摘し、改善点等の指示及び指導を行うこと。

（認定のための申請）

第3条 飼育動物診療施設（以下「診療施設」という。）の代表者（以下「申請者」という。）は、熊本県知事認定獣医師認定申請書（別記様式1）に必

要事項を記入の上、その他の必要な書類を添付し申請すること。

2 前項に係る申請先は、以下のとおりとする。

(1) 診療施設が県内にある場合

管轄する家畜保健衛生所長（以下「家保長」とする。）

(2) 診療施設が熊本県外にある場合

ワクチン接種契約を締結する農場を管轄する家保長

3 接種対象農場が複数の家保の管轄となっている場合には、当該家保に相談の上、提出先を確認すること。

(認定の審査)

第4条 家保長は、前条の申請を受理した場合は、第2条第2項の要件について確認し、熊本県農林水産部生産経営局畜産課長（以下「畜産課長」という。）へ副申する。

2 畜産課長は、前項で副申された内容について、第2条第2項の要件により審査する。

(審査結果の通知)

第5条 畜産課長は、前条の審査の結果、認定する場合は、申請のあった家保を通じて、申請者に対して認定証（別記様式2）を交付する。

2 審査の結果、認定しない場合は、申請者に対して熊本県知事認定獣医師不認定通知書（別記様式3）により通知する。

(知事認定獣医師名簿への登録)

第6条 畜産課長は、認定証を交付した知事認定獣医師について、次の事項を名簿に登録する。

(1) 認定番号、認定年月日及び認定満了年月日

(2) 住所地名及び氏名

(3) 診療施設の所在地及び診療施設名

(4) 他都道府県で認定がある場合はその都道府県名

(5) 接種を行う農場の所在地及び名称並びに認定農場の場合は農場の認定番号

(認定の期間)

第7条 前条の認定期間は、認定日から当該年度末までの最長1年間とする。

2 知事認定獣医師は、認定期間満了後も継続して認定を希望する場合、認定期間内の2月末日までに、第3条の規定により申請しなければならない。

(登録事項の変更)

第8条 知事認定獣医師は、登録事項に変更を生じたときは、熊本県知事認定獣医師登録事項変更届（別記様式4）に必要事項を記入の上、その他の必要

な書類を添付し届け出なければならない。

- 2 前項に係る届出先は、第3条第2項に準ずる。
- 3 家保長は、前項により受理した場合は、畜産課長へ進達する。
- 4 畜産課長は、前項を受理した場合は、知事認定獣医師名簿の修正を行う。

(認定の取消)

第9条 県は、知事認定獣医師が次に掲げるいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第2項の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) ワクチンを他者へ譲渡あるいは販売等の受渡しを行ったとき。または、接種計画書に記載された農場以外でワクチンを使用したとき。
 - (3) ワクチンの使用実績の報告がなされない等の知事認定獣医師に相応しくない事由が発生したとき。
 - (4) その他、県が認定の取消しを必要と認めたとき。
- 2 前項により取消しを行う場合は、畜産課長は申請者に対して熊本県知事認定獣医師の認定取消通知書(別記様式5)により通知する。
 - 3 認定を取り消された知事認定獣医師は、県に認定証を返納しなければならない。

(ワクチン接種票の交付)

第10条 知事認定獣医師は、認定農場又は登録飼養衛生管理者から接種票の交付の依頼があった場合には、診察を行った上で接種票を交付することができる。

- 2 知事認定獣医師は、前項により接種票を交付する場合、その都度、熊本県にその写しを提出しなければならない。
- 3 知事認定獣医師は、本条第1項における診察のための農場訪問の機会等において、接種票に従って、登録飼養衛生管理者が適切にワクチン接種を実施していることを監督するとともに、認定農場のワクチン管理体制に係る要件の遵守状況を確認しなければならない。

(その他)

第11条 知事認定獣医師は、本要領の他、関係法令及び指針に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 知事認定獣医師によるワクチンの接種により生じた接種豚等の事故については、法第58条の規定による手当金の対象とはならない。また、接種者自身の事故についても、団体補償等の保険対応外である。このため、生じた事故に対する賠償の責は、当該知事認定獣医師が負うものとする。
- 3 本県は、知事認定獣医師の業務上の事故等について、一切の責を負わないものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年9月8日より施行する。